

第三回環文ミニセミナー

第3回 「欧州・ドイツの環境 NGO/NPO 政策
～参加権に基づく制度設計の重要性～」

日時：10月2日（金）16:00 - 17:00

講師：大久保 規子 氏（大阪大学教授）

日本では1990年代に環境に関する様々な制度ができ、市民参加が政策の中で位置づけられたが、30年近く経っても参加範囲が広がらず、欧米と比べ政策提言能力が低いとの指摘がある。その違いは欧州評議会が「環境と参加」決議9項を定めたことで、「環境政策決定への環境団体参加強化」「政策協議」など、環境団体がいかに重要かを前提に作られている。背景には、環境団体は環境利益の代表であり、行政では把握しきれない情報の収集、早期の課題発見、アドボカシー活動など公益の担い手という考え方がある。同決議の基礎は「参加原則」の概念で、「リオ宣言第10原則」で国際的に認知された。同原則は、環境問題の解決にはあらゆる主体の参加が必要であり、そのために情報アクセス・決定参加・司法アクセスの3要素が市民に与えられるべきとしている。これを条約化したものが1998年の「オーフス条約」（会報9月号参照）。多くの国の参加促進のため、UNEPは2010年に条約非加盟国向けに立法ガイドライン「バリガイドライン」を策定（日本も採択）。SDGsでも「目標16」に参加原則が示されている。

EUの環境団体助成としてLIFEプログラムがある。環境・気候行動プログラムの一環で、対象はNGO/NPOに限らず自治体・中小企業で、「NGOのインボルブメントと全てのレベルのガバナンス向上」を一つの目的とし、NGOには事業助成だけでなく運営助成も行う。バランスある政策形成のため、経済利益代表の産業界に対し、環境利益の代表のNGOの意見が

必要との認識の下、行政に代わり環境団体の意見集約を担う経費として運営助成が制度化され、毎年13億円が約30団体に配分される。

ドイツの環境NGO/NPO政策の特徴である「承認団体制度」は、要件を充たす団体に特別の参加権を与え政策立案の早い段階で意見を反映し、手戻りを防ぎ事業の効率性の向上を目的とし、承認団体は環境公益訴訟も可能。助成制度もEU同様にプロジェクト助成（事業）と制度的助成（運営）があり、連邦と州に分かれて多様な助成（委託ではない）を行うほか、環境団体の安定的財源も確保している。

欧州ではNGOへの制度的助成は市民参加の権利保障と位置づけ、3つの手続的環境権（情報アクセス・決定参加・司法アクセス）が一体的に保障されて初めて参加が保障されると認識されている。世界の2/3以上の国が環境権（手続的環境権含む）を認める中、日本では情報アクセス権はあるが、決定参加権・司法アクセス権は極めて限定的。更に参加に必要な基盤整備面でも日本は遅れており、環境民主主義指標による評価はアジア各国より低い。特に行政との直接的意見交換（意見提出ではない）が法律で保障されておらず、環境公益訴訟もアジア主要国で日本と韓国（検討中）だけが認められず、アセス制度で公聴会の義務づけがないのも日本だけ。世界で環境権が確立しつつあり、欧州では権利保障という公的機能を担うNGOへの助成予算は基盤的経費との認識。一方、日本では「NGOは弱いから助成するが、いずれは自立すべき」との考え方で、環境団体の役割に関する政策の違いが制度的助成の有無に表れている。またドイツでは学生の環境NGOボランティアが制度化され環境教育も大きな差がある。

（文責：事務局）